

豊田市メタバース空間構築及び活用業務委託仕様書

1 総則

(1) 概要

本市は、メタバースは今後、地域課題解決に資する重要な社会インフラとなることを見据え、令和5年度にメタバース将来ビジョンを策定し、「豊田市におけるメタバースを活用した新たな価値の創造」をビジョンに掲げ、メタバース事業を推進することとした。

本年度は、策定したビジョンを基に、メタバース共通基盤の構築からその運用案の策定、さらには構築した空間を活用した企業との実証実験や各課でのイベント実施、市民への理解促進・普及啓発を行う。

(2) 適用範囲

業務は、本仕様書に従い、施行しなければならない。

(3) 費用の負担

業務の実施等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(4) 法令等の遵守

受託者は、業務実施に当たり関連する法令などを遵守しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他公益を害することのないように努めなければならない。

(7) 業務実施体制

受託者は、統括責任者及び主任担当者をもって秩序正しく誠意をもって業務を行なわなければならない。

(8) 進捗管理・打合せ

受託者は本業務の進捗管理を行い、本市との協議に基づいて、月に1回以上打合せを実施する。なお、打合せを実施した際は、受託者が打合せ記録の作成を行う。なお、会議はオンラインによる開催も可能とする。

(9) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定め

無い事項については、本市と受託者の協議によるものとする。

2 業務内容

(1) 目的

本業務では、令和5年度に豊田市が策定した「豊田市メタバース将来ビジョン」に則り、2030年までに「豊田市におけるメタバースを活用した新たな価値の創造」をビジョンに掲げ、地域全体でチャレンジできる「自治体メタバース」豊田市モデルを活用方針とし、メタバースの共通基盤の構築や運用を行うとともに、地域全体でメタバース活用にチャレンジする取組を行う。

(2) 対象業務

- ア 豊田市メタバース共通基盤構築業務
- イ 豊田市メタバース共通基盤運用案の策定
- ウ 庁内の意見交換
- エ 各課でのイベントの企画及び実施
- オ メタバースWGの運営
- カ 企業との実証実験の企画及び実施
- キ 担い手支援策の提案
- ク 理解促進・普及啓発活動
- ケ 動向調査
- コ 全体評価・まとめ
- サ 統括管理業務

(3) 再委託については、次のとおりとする。

- ア 受託者は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である前項のサ 統括管理業務を第三者に再委託してはならない。
- イ 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務及びソフトコンテンツの実施における備品準備や一部コンテンツ提供など全体の運営にかかる局所的な業務の再委託に当たっては、本市の承認を必要としない。
- ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面に

より本市の承認を得なければならない。

エ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

(4) 委託期間

委託期間の開始日から令和7年3月31日

(5) 業務の詳細

ア 豊田市メタバース共通基盤構築業務

令和5年度に豊田市が策定した「豊田市メタバース将来ビジョン」を基に、メタバースの将来的な進化や普及を見据え、様々な主体が様々な目的で利用することができる「豊田市メタバース共通基盤」を構築する。仕様については以下のとおり。

項目	要件
同時接続数	50人以上
動作環境	対応 OS : Windows/macOS/iOS/Android/iPadOS 対応デバイス : PC、スマートフォン、iPad web ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Safari (最新バージョンのもの) ※ アプリ非対象で web ブラウザのみとする
アバターなど必要な機能	(ア) 6種類以上の種類がある (イ) 用意した中からユーザーが自由に選択できる (ウ) 表示名やプロフィールをユーザーが自由に変更できる (エ) ユーザーのネームプレート表示ができること (オ) アバターを介した音声通話ができること (カ) 特定のユーザーに限定した音声通話ができること※ (キ) 管理者機能を有するアカウントにおいて、フロア内のすべてのユーザーにメッセージが届けられること (ク) アバターを介した文字チャットができること (ケ) アバターが相槌を打つなどリアクションができること (コ) 不適切な発言等をした利用者を強制退室できること ※近づくと声が大きく聞こえ、遠ざかると声も遠ざかるように距離に応じて音が減衰できる仕様も可とする

エリア	<p>(ア) オープンなイベント開催エリア、プライバシー保護の相談エリア（1対1の相談から10人程度のグループ相談が可能）、豊田市の小中学生を対象とした教育エリアを用意すること</p> <p>(イ) 下記の機能または条件を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護の相談エリアには、ユーザーのアクセス制限が掛けられること ・教育エリアは、「文部科学省 GIGA スクール構想の実現標準仕様書」に準ずる端末で快適に操作できること <p>参考：https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放時間の設定が可能であること ・エリアごとの往来が可能であること ・アクセス数を把握できること ・空間内に動画、画像、PDF、サイトのリンク等の配置及び削除ができること
備考	<p>(ア) 主にイベント開催時にメタバース空間を利用する ※魅力的なコンテンツがあれば、必要に応じて常時利用することを妨げない</p> <p>(イ) 目的が異なるイベントにも、柔軟に空間の仕様変更が可能な空間とする</p> <p>(ウ) 本業務委託におけるデータセンター（サーバー含む）は、国内法が適用される場所に設置されていること。</p>

※空間の仕様については、本市と受託者で協議の上決定する。

保守・運用については、完成後から委託期間終了まで行う。なお、保守・運用業務は令和6年度以降も継続する可能性がある。

イ 豊田市メタバース共通基盤運用案の策定

メタバースがもたらす価値のなかでも主に「コミュニケーション」に着目し、コミュニケーションに課題のある分野に関連した施策を中心とした基盤運用案を策定する。また、メタバース空間へのアクセス方法や操作方法などをまとめた利用者向けマニュアルを整備するほか、運営者向けにも、

アクセス方法や操作方法、イベント開催手法や注意事項等を記載したマニュアルを整備する。

ウ 庁内の意見交換

メタバースの構築・運用を中心に、市役所内で月に1回程度定期的な意見交換を実施し、メタバース利用の状況を共有できる体制を構築する。庁内の知見を集約し、メタバース活用に向けたノウハウを取りまとめる。庁内での意見交換の場はオンラインでの開催も可能とし、意見交換の場の取り回しを行い、個別にメタバースを制作する場合の判断フローについても整理する。

エ 関係各課とのイベント実施

前年度策定したビジョンに基づき、主に「コミュニケーション」に課題のある分野において課題解決施策を本市と連携しながら実施する。イベント開催時には必要に応じて空間の仕様変更を実施する。イベントについては10～50人程度が集まるイベントを5回以上実施する。企画内容については、各担当部署と議論のうえ進めていくこととする。運営にあたっては受託者が行うことを基本とするが、内容に応じて本市職員の協力のもと実施することができる。

施策実施に当たっては、必要に応じて豊田市と協力しながらプロモーションを行い、集客および効果的な運営に努める。実証期間中は、空間が適切に維持されるよう保守管理を行う。

また、イベントの参加者へアンケート調査を実施する。アンケートは実証参加者の7割以上からの取得を目標とし、アンケート内容については、本市と協議の上決定する。アンケートの作成及び集計については、受託者が実施するものとする。

オ メタバースWGの運営

2030年の将来ビジョンに向けて地域全体でメタバース活用を推進するため、豊田市つながる社会実証推進協議会の中に、豊田市がメタバース活用に関心のある企業で組織するメタバースWGを設置し、月に1回程度定期的な意見交換を実施するなどWGの運営を行う。WGはオンラインでの開催も可能とし、意見交換の場の取り回しを行い、WG内で出た意見を取りまとめ、今年度及び次年度以降の実証実験につなげる。

カ 企業との実証実験

企業等がメタバー活用を検討している場合、メタバー空間を企業に対して貸与し、空間の仕様変更などを実施し、モデルケースの創出を支援する。企業等との連携に当たっては、地域課題の解決に資する技術の開発・実証・実装を目指す「豊田市つながる社会実証推進協議会」と連携し、企画検討を行う。企業等に空間を貸出して行う実証実験については10～50人程度が集まる実証実験を1回以上実施する。

実施に当たっては、必要に応じて豊田市と協力しながらプロモーションを行い、集客および効果的な運営に努める。実証期間中は、空間が適切に維持されるよう保守管理を行う。

また、実証実験の参加者へアンケート調査を実施する。アンケートは実証参加者の7割以上からの取得を目標とし、アンケート内容については、本市及び企業と協議の上決定する。アンケートの作成及び集計については、受託者が実施するものとする。

キ 担い手支援策の提案

中長期的な視点を持ち、行政以外の主体の取組も支援しながら、地域全体におけるメタバー活用を推進するための担い手支援策を提案する。

例えば、メタバー産業にチャレンジする企業に対する参入支援や不足するメタバーに関わる関連人材の育成、クリエイターに対する発表の場の提供の支援、次世代を担う子ども達へのデジタル教育、市内の教育機関との連動など、豊田市と協議を行い、提案内容を検討する。

ク 理解促進・普及啓発活動

市民のメタバー利用を促進するため、市民向けに体験会などを1回以上実施する。メタバー利用を促進するため、様々なデバイスでの実施を検討する。豊田市メタバー共通基盤を構築した際は、広く市民等へお披露目イベントを開催する。

ケ 動向調査

日々進化するメタバーやARなどその他周辺領域の動向を注視し、新たな取組事例の収集など動向に応じた柔軟な動き提案するため、月に1回程度報告を行う。

コ 全体評価・まとめ

ア～ケの業務に関し、全体的な評価を行い、次年度に向けた方針の取りまとめを行う。

サ 統括管理業務

ア～コの業務の全てを管理し、適正な進捗管理と行うとともに本市との打合せ等調整業務を行う。

3 スケジュール・成果物

本業務は以下のスケジュールで実施する。また成果物について、期日までに本市あてに納品する。業務の進捗状況により、スケジュールに沿った実施、納品期限内の納品が困難な場合は、速やかに本市に相談すること。また本市より指定がない限り成果物はすべて可変データで納品する。

(1) スケジュール

令和6年9月～11月末：ア 豊田市メタバース共通基盤構築
イ 豊田市メタバース共通基盤運用案の策定
キ 担い手支援策の提案

令和6年12月～令和7年3月中旬：エ 各課でのイベント実施
カ 企業との実証実験、

令和7年1月：ク 理解促進・普及啓発活動の実施
(業務委託期間中) 毎月：ウ 庁内の意見交換会
オ メタバースWGの運営
ケ 動向調査

令和7年3月：コ 全体評価・まとめ

(2) 成果物

1 実施計画書	提出期限：委託期間の開始日から2週間以内
2 メタバース共通基盤	提出期限：令和6年11月29日
3 メタバース運用計画書	提出期限：令和6年11月29日
4 担い手支援策提案書	提出期限：令和6年11月29日
5 企業との実証実験報告書	提出期限：令和7年3月21日
6 各課とのイベント実施報告書	提出期限：令和7年3月21日
7 理解促進・普及啓発活動報告書	提出期限：令和7年1月31日
8 動向調査報告書	提出期限：業務委託期間中毎月末
9 メタバースWG報告書	提出期限：業務委託期間中毎月末
10 庁内意見交換報告書	提出期限：業務委託期間中毎月末
11 実施報告書(全体評価・まとめ)	提出期限：令和7年3月28日

(3) 提出方法

各種電子データは、DVD-R等のPCにて再生可能な電子メディアに格納した状態で提出すること。

(4) 納品場所

豊田市役所企画政策部未来都市推進課ほか本市が指定する場所